

京都市クリーンセンター規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第183号

京都市クリーンセンター規則の一部を改正する規則

京都市クリーンセンター規則の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

「係 長 東北部クリーンセンター

第3条第1項中「, 西部」を削り、 西部クリーンセンター

東部クリーンセンター

4人

2人 を, 「係 長 4人」に改める。

4人」

第4条第2項中「課に」の右に「担当課長,」を加える。

第5条第5項中「担当課長補佐」を「担当課長, 担当課長補佐」に改める。

第6条第1項中「, 西部」を削り、同条第2項中「し, 課長に事故があるときは, 主管事務につき, 課長補佐, 担当課長補佐, 係長又は担当係長がその職務を代理」を削り、同条に次の1項を加える。

3 課長に事故があるときは, 主管事務につき, 課長補佐, 担当課長補佐, 係長又は担当係長がその職務を代理する。ただし, 担当課長が置かれている場合は, 主管事務につき, 担当課長がその職務を代理し, 担当課長に事故があるときは, 主管事務につき, 課長補佐, 担当課長補佐, 係長又は担当係長がその職務を代理する。

第7条各号列記以外の部分中「, 西部」を削り、同条第5号及び第6号中「(西部クリーンセンターを除く。)」を削る。

第9条中「並びに」の右に「担当課長,」を加える。

別表西部クリーンセンターの項を削る。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)